

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(四件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部交通企画課)……………一
- 都市計画の決定(二件)……………(同)……………三
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六
- 港湾施設の供用中止期間の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………七
- 東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………七
- 東京海区における釣漁法の制限……………八
- 土地区画整理事業の事業計画の縦覧……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………九
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の範囲の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………九
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………九

告示

○東京都労働委員会あつせん員候補者の氏名等……………(東京都労働委員会)……………九

東京都告示第千四百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画用途地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域

及び南千住八丁目各区内

変更する部分

荒川区南千住八丁目地内

変更する部分

荒川区荒川一丁目、荒川三丁目、西日暮里二丁目、西日暮里三丁目、西日暮里六丁目、西尾久一丁目、西尾久二丁目、西尾久三丁目、西尾久四丁目、西尾久五丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、町屋五丁目、町屋六丁目、東日暮里一丁目、東日暮里二丁目、東尾久一丁目、東尾久二丁目、東尾久三丁目、東尾久四丁目、東尾久五丁目、東尾久六丁目、東尾久七丁目、東尾久八丁目、南千住一丁目、南千住二丁目、南千住三丁目、南千住四丁目、南千住五丁目、南千住六丁目

変更する部分

荒川区荒川一丁目、荒川三丁目、荒川四丁目、西日暮里一丁目、西日暮里二丁目、西日暮里三丁目、西日暮里四丁目、西日暮里五丁目、西日暮里六丁目、西尾久一丁目、西尾久二丁目、町屋一丁目、町屋二丁目、町屋三丁目、町屋六丁目、町屋七丁目、町屋八丁目、東日暮里一丁目、東日暮里二丁目、東日暮里三丁目、東日暮里四丁目、東日暮里五丁目、東日暮里六丁目、東尾久一丁目、東尾久二丁目、東尾久三丁目、東尾久四丁目、東尾久五丁目、東尾久六丁目、東尾久七丁目、東尾久八丁目、南千住一丁目、南千住二丁目、南千住三丁目、南千住四丁目、南千住五丁目、南千住六丁目

変更する部分

品川区広町二丁目地内

削除する部分

品川区広町二丁目地内

削除する部分

品川区広町二丁目地内

削除する部分

品川区広町二丁目地内

変更する部分

荒川区荒川一丁目、荒川三丁目、荒川四丁目、西日暮里一丁目、西日暮里二丁目、西日暮里三丁目、西日暮里四丁目、西日暮里五丁目、西日暮里六丁目、西尾久一丁目、西尾久二丁目、町屋一丁目、町屋二丁目、町屋三丁目、町屋六丁目、町屋七丁目、町屋八丁目、東日暮里一丁目、東日暮里二丁目、東日暮里三丁目、東日暮里四丁目、東日暮里五丁目、東日暮里六丁目、東尾久一丁目、東尾久二丁目、東尾久三丁目、東尾久四丁目、東尾久五丁目、東尾久六丁目、東尾久七丁目、東尾久八丁目、南千住一丁目、南千住二丁目、南千住三丁目、南千住四丁目、南千住五丁目、南千住六丁目

変更する部分

品川区広町二丁目地内

削除する部分

品川区広町二丁目地内

削除する部分

品川区広町二丁目地内

変更する部分

品川区広町二丁目地内

削除する部分

品川区広町二丁目地内

変更する部分

品川区広町二丁目地内

準工業地域

及び南千住七丁目各地内
追加する部分
品川区広町二丁目地内
変更する部分

工業地域

変更する部分
荒川区荒川一丁目、荒川二丁目、
荒川三丁目、荒川七丁目、荒川八
丁目、西日暮里一丁目、西日暮里
二丁目、西日暮里五丁目、西日暮
里六丁目、西尾久一丁目、西尾久
二丁目、西尾久三丁目、西尾久四
丁目、西尾久五丁目、西尾久六丁
目、西尾久七丁目、西尾久八丁目、
町屋一丁目、町屋四丁目、町屋五
丁目、町屋六丁目、町屋七丁目、
町屋八丁目、東日暮里一丁目、東
日暮里二丁目、東日暮里三丁目、
東日暮里四丁目、東日暮里五丁目、
東日暮里六丁目、東尾久一丁目、
東尾久二丁目、東尾久三丁目、東
尾久六丁目、東尾久七丁目、東尾
久八丁目、南千住一丁目、南千住
二丁目、南千住三丁目、南千住四
丁目、南千住五丁目、南千住六丁
目、南千住七丁目及び南千住八丁
目各地内

二 関係図書の縦覧
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに品川区役所及び荒
川区役所

●東京都告示第千四百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京
都市計画一団地の官公庁施設を変更したので、同法第二十
一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に
より告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
令和三年十一月二十六日

一 都市計画の種類

東京都市計画一
団地の官公庁施
設

削除する部分

震が関団地一
団地の官公庁
施設

千代田区隼町地内

二 関係図書の縦覧
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第千四百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京
都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項
において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
同条第二項の規定により縦覧に供する。
令和三年十一月二十六日

一 都市計画の種類

東京都市計画地
区計画

東京都知事 小 池 百合子

豊洲二・三丁
目地区地区計
画
追加する部分
江東区豊洲二丁目及び豊洲三丁目
各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び江東区役所

●東京都告示第千四百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京
都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第
二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告
示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
令和三年十一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

東京都市計画都
市高速鉄道

追加する部分
西武鉄道新宿

追加する部分
西武鉄道新宿

削除する部分
杉並区下井草五丁目、上井草一丁
目、上井草二丁目、上井草三丁目、
井草五丁目、練馬区下石神井四丁
目、上石神井一丁目、上石神井二
丁目、上石神井四丁目、関町東一
丁目、関町東二丁目、関町北一丁
目、関町北二丁目、関町北三丁目
及び関町北四丁目各地内

新宿区新宿三丁目、歌舞伎町一丁
目、百人町一丁目、百人町二丁目、
大久保三丁目、高田馬場一丁目、
高田馬場二丁目、豊島区高田三丁
目、新宿区下落合一丁目、上落合

イ 練馬区環境部環境課

練馬区豊玉北六丁目十二番一号

ウ 西東京市みどり環境部環境保全課

西東京市泉町三丁目十二番三十五号 エコプラザ

西東京

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況並びに対象事業における行為及び要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)から(4)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 予測・評価項目 | 評価の結論 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 騒音・振動 | <p>(1) 工事の施行中</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、66 dB～80 dBであり、各工種ともに、評価の指標である「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)又は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)の勧告基準を下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果は、47 dB～70 dBであり、各工種ともに、評価の指標である「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)の勧告基準と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>ウ 仮線時の鉄道騒音 仮線区間の鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間51 dB～57 dB及び夜間47 dB～53 dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p> <p>エ 仮線時の鉄道振動 仮線区間の鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、60 dB～65 dBであり、予測値は現況値を上回るが、新たに仮線を敷設する箇所においては確実な路盤構築を行い、道床の整備を念に行うとともに、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を十分実施する等、鉄道振動の低減に努めることにより、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」をおおむね満足する。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>ア 鉄道騒音 鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間54 dB～57 dB及び夜間50 dB～52 dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月 環大第一第174号)に定める「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」を満足する。</p> <p>イ 鉄道振動 鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、51 dB～53 dBであり、いずれも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p> |

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

| 予測・評価項目 | 評価師の結論 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土壌汚染 | 事業区間周辺の一部の土地において土壌汚染のおそれがないものと判断できないものの、現時点では、事業用地未取得のため現地調査が実施できない。そのため、工事の施行に先立ち、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び「住民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第117条に基づき調査を実施し、その結果、土壌汚染のおそれがあると認められた場合には、「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき、適切な措置を講じることとし、これらの結果を事後調査報告書で報告する。以上のことから、評価師の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足する。 |
| 日影 | 工事の完了後において、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年東京都条例第63号)の規制時間を超える日影は一部の地域で生じることが、擁壁部等居住部にはあたる範囲であることから日影の影響は小さいと予測される。なお、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等のうち、「東京女子学院中学校」及び「東京女子学院高等学校」の敷地の一部で規制時間を超える日影が生じるものの、日影が生じる範囲は主に擁壁部となっているため、日影の影響は小さいと考えられる。また、「ビジュウランド上石神井保育園」及び「そんぼの家S上石神井」の敷地の一部では午後3時から午後4時までにかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測される。以上のことから、評価師の指標を満足する。 |
| 電波障害 | テレビ電波の受信障害は、地上デジタル放送については、事業区間の駅部及び上石神井車庫周辺において、構造物端部から遮蔽方向に、丘坂高及び県域局ともに最大約10mまでの範囲で影響が生じると予測され、また、衛星放送については、事業区間の北側で構造物端部から最大約27mまでの範囲で影響が生じると予測される。本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブルテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。また、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合にも、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、同様の措置を実施する。パルスノイズ障害については、テレビ画面に影響を及ぼすほどの障害は生じないものと予測される。フラッター障害の範囲は、遮蔽障害の範囲内に収まることと予測される。これらの障害に関して、デジタル放送については、類似事例も少ないため、障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、ケーブルテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。これらにより、受信障害の状態を解消することから、評価師の指標である「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足する。 |

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

| 予測・評価項目 | 評価師の結論 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 景観 | 事業区間の各駅周辺では商業系の土地利用が多く、その他の地域では住宅系の土地利用が多い状況にある。その中で、西武新宿線は都市的景観要素の一部となっており、工事の完了後においても、主要な景観の構成要素はほとんど変化しない。また、現在、地平を走行している鉄道は工事の完了後に高架化されるが、事業区間周辺の都市的景観要素として融合するものと考えられる。加えて、高架橋及び駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくり等に寄与するよう配慮する。代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが鉄道施設を中心に広がる商業施設や戸建て、中高層の住宅等となっている。その中に新たな都市的景観要素として高架橋等の鉄道施設が加わり、一部眺望の変化が認められるものの、鉄道施設は周辺環境と調和した都市的景観要素の一部となる。また、路切が除却されることにより交通渋滞が緩和され、人通りや自動車の流れが整ったものとなることに加え、鉄道施設については周辺環境に調和するよう配慮する等、環境保全のための措置を実施する。これらのことから、評価師の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域性等に配慮すること」を満足する。 |
| 史跡・文化財 | 周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業の実施に伴い一部改変されるが、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、同法等に基づき速滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。これらのことから、埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響は小さく、評価師の指標である「文化財保護法等に定められた保全に関する事項を遵守すること」を満足する。 |
| 自然との触れ合い活動の場 | 事業区間周辺には、公園等が点在するが、直接的な改変はないことから、公園等への影響は小さいと考えられる。なお、「武蔵野の路(千川・石神井コース)」及び「ねりまの散歩道(武蔵関公園コース)」と想定される主な工事用車両の走行ルートの一部が重なることや、東伏見駅の北側に仮線を設ける計画としており「みどりの散策マップ(屋敷林と畑のコース)」の一部が改変されることから、工事の施行に伴い、自然との触れ合い活動の場への影響が考えられる。そのため、工事用車両の出入口付近に交通誘導員を配置することや、東伏見駅の北側における迂回路の設置等の措置を講じること、歩行者や自転車の移動障害を防ぎ、通行空間を確保するほか、工事用車両の走行ルートと重なる散歩道では、工事用車両の制限速度を守り、安全運転を徹底することとする。さらに、鉄道の構造形式は高架構造であり、工事の完了後は路切が除去されることと予測され、自然との触れ合い活動の場の利用に著しい影響は生じないと予測され、評価師の指標である「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。 |

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 予測・評価項目 | 評価の結論 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廃棄物 | <p>既存建造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト塊、鉄骨等の建設廃棄物及び建設発生土については、再資源化率等の予測を99%以上、建設発生土については再資源化率の予測を98%とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月 東京都)に定める東京都関連工事業の目標値を達成する。</p> <p>アスファルト、コンクリート、石膏等の建設廃棄物については、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>建設混合廃棄物について、同計画に定める東京都関連工事業の目標値を達成するよう再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>再資源化が困難な建設廃棄物及び建設発生土並びに有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。</p> |

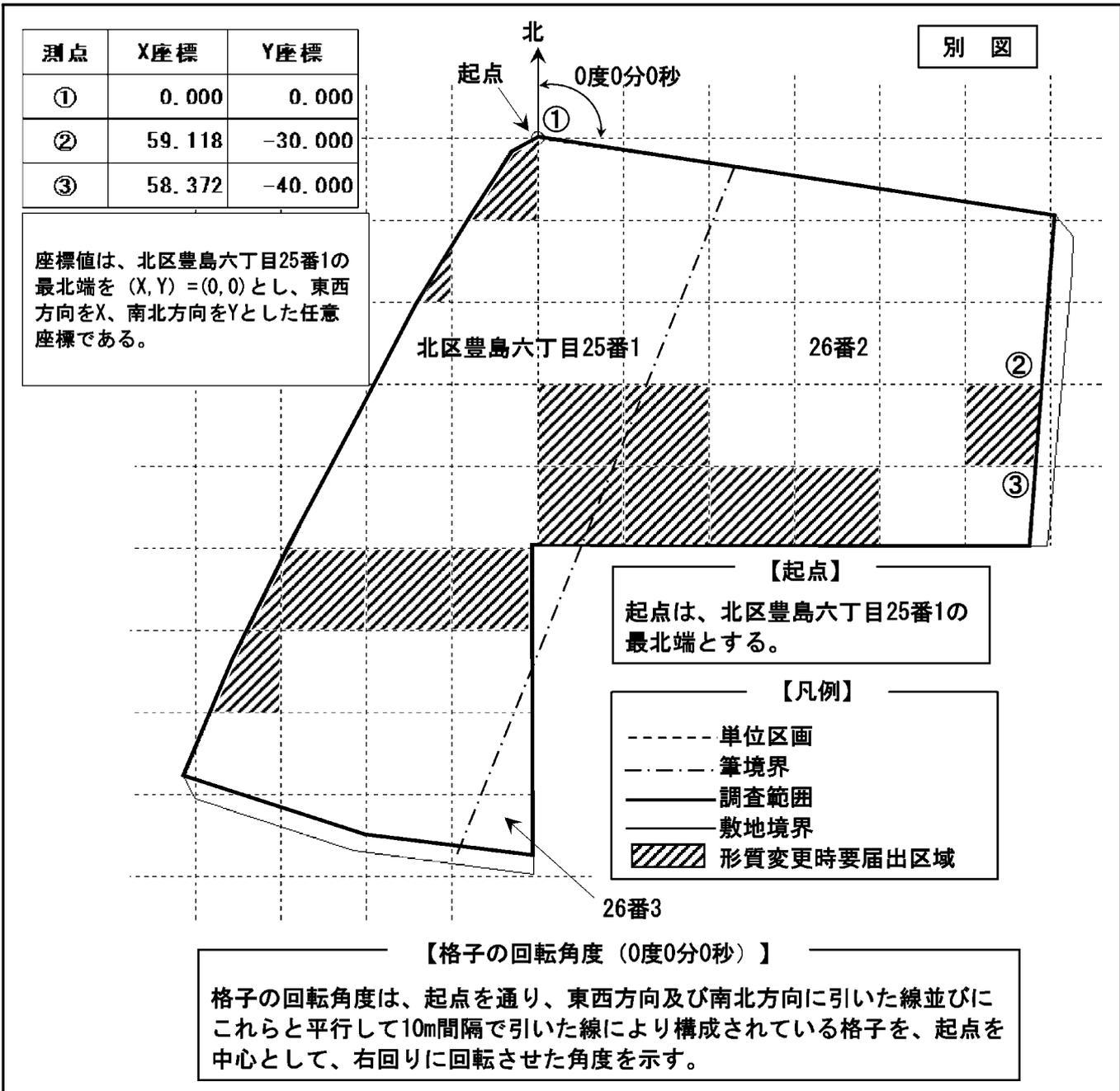
●東京都告示第四百十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区豊島六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千四百十五号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、令和二年東京都告示第千四百二十二号で供用を中止した港湾施設のうち、次の施設について、供用中止期間を変更する。

令和三年十一月二十六日

東京都知事 小池百合子

| 種類 | 名称 | 規模 | 所在地 | 変更前 | 変更後 |
|----|------|------------|----------|--------------|--------------|
| 棧橋 | 晴海ふ頭 | 七六九・六八メートル | 中央区晴海五丁目 | 令和三年三月二十一日から | 令和三年三月二十一日から |
| | 頭 | トルのう | 四番地先 | 令和三年三月二十一日から | 令和三年三月二十一日から |
| | | ・〇〇メートル | | 令和三年三月二十一日から | 令和三年三月二十一日から |
| | | トル | | 令和三年三月二十一日から | 令和三年三月二十一日から |
| | | ・六八メートル | | 令和三年三月二十一日から | 令和三年三月二十一日から |
| | | トル | | 令和三年三月二十一日から | 令和三年三月二十一日から |
| 同右 | 同右 | 七六九・六八メートル | 同右 | 令和三年四月一日から | 令和三年四月一日から |
| | | トルのう | | 令和三年四月一日から | 令和三年四月一日から |
| | | ・六八メートル | | 令和三年四月一日から | 令和三年四月一日から |
| | | トル | | 令和三年四月一日から | 令和三年四月一日から |

告 示（海区漁調）

●東京漁調指示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、東京海区（伊豆諸島海域に限る。）における浮きはえ縄漁業（以下「この漁業」という。）について、次のとおり指示する。

令和三年十一月二十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (一) 令和四年一月一日から同年五月三十一日までの間の大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬(中ノ黒瀬を含む。)(一)における操業
- (二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)(一)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶

ア これまで東京海区において、操業の実績を有する船舶であつて、委員会が漁業調整上支障がないと認められたもの

イ 委員会が特に認めた船舶

ウ 試験研究機関の船舶

(二) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は百二十一隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 三十五隻

静岡県 十一隻

神奈川県 六隻

千葉県 五十七隻

その他の県 十二隻

(三) 操業方法等

ア 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

イ 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。

ウ 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。

エ 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

オ 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

カ 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、(四)に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

キ 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(四) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(五) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和四年六月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和四年一月一日から同年五月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定に基づき、東京海区における釣漁法について、次のとおり制限する。

令和三年十一月二十六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(釣漁法の禁止)

一 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から千

五百メートル以内の海域においては、いきえさ(餌虫類を除く。)を使用して、あかはた及びかさごを釣獲してはならない。

(指示の有効期間)

- 二 この指示の有効期間は、令和三年十二月七日から令和四年十二月六日までとする。

公 告

土地区画整理事業の事業計画の縦覧について

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業の事業計画を変更するため、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 縦覧期間 令和三年十一月二十九日から二週間
- 二 縦覧場所 中野区中野一丁目二番五号
東京都第二市街地整備事務所
- 三 縦覧時間 午前九時三十分から午後五時三十分まで

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の範囲の変更について

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和五十三年東京都条例第六十三号)第三条の規定に基づき、同条例別表第二 二十の項の区域欄に掲げる区域のうち、町又は字の地内の区域について、その範囲を変更したので、次のとおり公告する。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更する区域 品川区広町二丁目の地内
- 二 変更年月日 令和三年十一月二十六日
- 三 縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課(東京都庁第二本庁舎三階南側)

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課(東京都庁第二本庁舎三階南側)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市若葉町一丁目二番十九
の二十八
立川市泉町九百三十五番地

大和ハウス工業株式会社
支配人 稲村 敏伸

東京都労働委員会あつせん員候補者の氏名等

について

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条の規定により、東京都労働委員会あつせん員候補者の氏名、関歴等を下記のとおり公告する。

令和3年11月26日

東京都労働委員会

会長 金 井 康 雄

東京部公報

| 氏名 | 現職・経歴 | 委嘱年月日 |
|--------|-------------------------------------------|------------|
| 青木 正男 | 東京都労働委員会委員 自治労東京都本部公共サービス民間労組協議会顧問 | 平成29年12月5日 |
| 新井 俊光 | 東京都労働委員会委員 （一社）東京経営者協会参与 | 平成29年12月5日 |
| 安藤 哲雄 | 東京都労働委員会委員 自動車総連東京地方協議会議長 | 平成29年12月5日 |
| 飯田 いずみ | 東京都労働相談情報センター八王子事務所長 | 令和2年4月7日 |
| 石井 敏雄 | 東京都労働委員会委員 協会理事・事務局長 | 平成23年6月7日 |
| 石川 純彦 | 東京都中小企業経営者協会理事・事務局長 （一社）東京経営者協会事業局上席参事 | 平成29年12月5日 |
| 石黒 清子 | 東京都労働委員会委員 弁護士（東京弁護士会） | 平成27年12月4日 |
| 菅原 康生 | 東京都労働委員会委員 毎日新聞社終身名誉職員・ジャーナリスト | 平成23年12月3日 |
| 菅原 秀市 | 東京都労働委員会委員 明治ホールディングス（株）顧問 | 令和元年12月2日 |
| 菅原 渡紗 | 東京都労働相談情報センター大崎事務所長 | 令和2年4月7日 |
| 内田 隆文 | 東京都労働委員会委員 （株）住友産社友 | 平成23年12月3日 |
| 橋内 克範 | 東京都労働委員会委員 大崎電気工業（株）社友 | 平成23年6月7日 |
| 大谷 久美子 | 東京都労働相談情報センター池袋事務所長 | 令和3年4月6日 |
| 大塚 博文 | 東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会元副中央執行委員長 | 平成23年12月4日 |
| 尾野 秀明 | 東京都労働委員会委員 U-Aゼンセイ東京都支部参与 | 平成29年12月5日 |
| 垣内 秀介 | 東京都労働委員会委員 東京大学大学院法学政治学研究科教授 | 令和3年3月2日 |
| 加藤 尚夫 | 東京都労働委員会委員 日本ダイカスト工業協同組合常任理事 | 平成23年12月4日 |
| 金井 康雄 | 東京都労働委員会委員 元札幌高等裁判所長官 | 平成29年12月5日 |
| 上村 時彦 | 東京都労働委員会委員 全水道東京水道労働組合特別執行委員 | 平成27年12月4日 |
| 川上 川一 | 東京都労働委員会委員 JAM東京千葉顧問 | 平成30年6月5日 |
| 川田 塚之 | 東京都労働委員会委員 筑波大学ビジネスサイエンス教授 | 平成25年12月4日 |
| 菊池 繁美 | 東京都労働委員会委員 東京大学法学部大学院教授 | 平成25年8月27日 |
| 久保 潤一郎 | 東京都労働委員会委員 連合東京労働政策局長 | 平成29年12月5日 |
| 熊田 京子 | 東京都労働委員会委員 東京日本電信電話（株）社友 | 令和元年12月2日 |
| 黒羽 二朗 | 東京都労働委員会委員 トッパン・フォームズ（株）顧問 | 令和元年12月2日 |
| 沢前 幸一 | 東京都労働委員会委員 代理 弁護士（東京弁護士会） | 平成25年12月4日 |
| 園生 哲郎 | 東京都産業労働局雇用就業部連絡調整担当課長 | 令和3年7月16日 |
| 小林 義浩 | 東京都労働相談情報センター国分寺事務所長 | 令和3年4月6日 |
| 近藤 卓史 | 東京都労働委員会委員 弁護士（第二東京弁護士会） | 平成27年12月4日 |
| 齊藤 好行 | 東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会特別幹事 | 令和元年12月2日 |
| 佐藤 重巳 | 東京都労働委員会委員 東京都電力総連会長 | 令和元年12月2日 |
| 新宅 眞理子 | 東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長 | 平成30年7月3日 |
| 菅田 勝 | 東京都労働委員会事務局長 | 令和3年4月6日 |
| 菅田 みつる | 東京都労働委員会事務局審査調整課統括課長代理 （調整担当） | 令和3年4月6日 |
| 高橋 宏之 | 東京都労働委員会委員 東京地下鉄労働組合顧問 | 平成29年12月5日 |
| 高橋 隼子 | 東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 （調整担当） | 平成31年4月9日 |
| 田村 達久 | 東京都労働委員会委員 早稲田大学法学部教授 | 令和元年12月2日 |
| 野野 萌子 | 東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 （調整担当） | 令和2年4月7日 |
| 辻 正隆 | 東京都労働委員会事務局担当部長＜総務課長事務取扱＞ | 令和3年4月6日 |
| 等島 健彦 | 東京都労働委員会事務局担当課長＜特命＞ | 令和3年4月6日 |
| 中村 優子 | 東京都労働委員会事務局審査調整法務担当課長 | 令和3年10月5日 |
| 西田 雄一郎 | 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課長 | 令和2年12月15日 |
| 野田 博 | 東京都労働委員会委員 中央大学法学部教授 | 平成27年5月12日 |
| 橋本 昌道 | 東京都労働委員会委員 ㈱東商サポート&サービス顧問 | 平成29年12月5日 |
| 平川 ひろみ | 東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 （調整担当） | 平成30年4月3日 |
| 平野 茂 | 東京都労働委員会事務局調整担当課長 | 平成31年4月9日 |
| 外間 幸三 | 東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会特別常任幹事 | 令和元年12月2日 |
| 藤浦 眞理子 | 東京都労働委員会委員 弁護士（第一東京弁護士会） | 平成29年12月5日 |
| 増崎 祝子 | 東京都労働委員会事務局審査調整課課長代理 （調整担当） | 令和3年4月6日 |
| 松田 二郎 | 東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会副会長 | 令和元年12月2日 |
| 三未 梓史 | 東京都労働委員会委員 弁護士（第一東京弁護士会） | 平成29年12月5日 |
| 永前 勇一郎 | 東京都労働委員会委員 東京大学社会科学部教授 | 平成23年1月25日 |
| 菅下 恵子 | 東京都労働委員会委員 全日本空輸（株）社友 | 平成29年12月5日 |
| 菅地 萌子 | 東京都労働相談情報センター亀戸事務所長 | 令和3年4月6日 |

令和3年10月5日現在

令和3年10月5日現在

| 氏名 | 現職・経歴 | 令和3年10月5日現在 委嘱年月日 |
|--------|-----------------------------------------|----------------------|
| 村上 英一 | 東京都労働委員会事務局法務専門課長 | 平成27年4月7日 |
| 村田 紀肇 | 東京都産業労働局雇用就業部長 | 令和2年4月7日 |
| 村山 隆 | 東京都産業労働局務担当部長 <労働相談情報センター所長> | 令和3年4月6日 |
| 藤 治美 | 東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合東京地方本部中央執行委員長 | 平成27年12月4日 |
| 藤永 健二 | 東京都労働委員会委員 東京都労働委員会委員 | 令和3年4月6日 |
| 前馬 卓 | 東京都建設株式会社 東京都労働委員会委員 | 平成28年12月4日 |
| 山本 千恵子 | 東京都労働委員会委員 UACジャパン東京都支部参与 | 令和元年12月2日 |

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

